

諮問日：平成29年5月12日（平成29年度（個）諮問第3号）

答申日：平成29年9月11日（平成29年度（個）答申第5号）

件名：前橋地方裁判所高崎支部における開示申出人とのやり取りに関する文書に
記録された保有個人情報の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「高崎支部において平成29年2月1日、私が納付した切手（500円分）が紛失したと職員が私につげ、そのやり取り後、不明のままにされている記録。同裁判所では他の職員のかかわる不適切な対応も存在していることからそれらの処置」に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、前橋地方裁判所長が、本件対象個人情報を記録した司法行政文書は、作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、前橋地方裁判所長が平成29年4月10日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

納付した切手が紛失しており、何ら記録に残さずに不明のままにすることは許されない。全く書類に残さないということは、あり得ない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件の経緯は、以下のとおりである。

苦情申出人が前橋地方裁判所高崎支部に申立書を提出した際、担当書記官が受領した郵便切手額が、申立書には含まれていた領収書（申立てと同日付け）

記載の郵便切手購入額よりも500円少なかった。担当書記官は、事件記録のほか、窓口や事務機の周辺を確認したが、500円分の郵便切手は見当たらなかった。

そこで、担当書記官は、苦情申出人が持ち帰った封筒（苦情申出人は申立書等を封筒に入れて持参したが、当該封筒には消印されていない郵便切手が貼付されていたため、担当書記官は当該封筒を苦情申出人に返還した。）の中に差額分の郵便切手が入っていることを懸念して、苦情申出人に対し、その旨を電話連絡した。苦情申出人は、その際に郵便切手の紛失等の主張はせず、また、本件開示申出をするまでの間に、裁判所が郵便切手を紛失したのではないかといった苦情を申し立てることもなかった。そのため、担当書記官としては、予納を受けた郵便切手を紛失したという認識がなく、郵便切手の紛失や苦情申出人とのやり取りについての報告文書等を作成していない。

2 上記の経緯から、前橋地方裁判所高崎支部においては、本件開示申出がされるまでは、そもそも裁判所が予納された郵便切手を紛失し又は紛失したかもしれないという認識がなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年5月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月30日 審議
- ④ 同年9月8日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長が説明する本件の経緯からすれば、担当書記官は、苦情申出人が持ち帰った封筒の中に郵便切手が入っていることを懸念して、苦情申出人に対して電話連絡したのであり、本件開示申出がされるまでの間、苦情申出人において裁判所が郵便切手を紛失したのではないかといった苦情を申し立

てることもなかった。この点について、苦情申出人は、納付した郵便切手が紛失したと主張するが、裁判所において苦情申出人が納付した郵便切手を紛失したというべき具体的事情は認められない。そうすると、前橋地方裁判所高崎支部においては、本件開示申出がされるまでは、そもそも裁判所が予納された郵便切手を紛失し又は紛失したかもしれないという認識がなかったという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、前橋地方裁判所において本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のおりであるから、原判断については、前橋地方裁判所において本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人